

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年2月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条保健衛生推進室の款医務審査課の項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とする。

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)